



税理士法改正に関する要望書

平成12年5月
平成12年5月 税理士会
全会長 青富田
東京都渋谷区千駄ヶ谷 03-3334-4162

私たち全国青年税理士連盟は、全国約3,000名の若手税理士をもつて組織されている団体であり、真に国民のための税理士制度確立のための活動を行っています。平成12年3月28日に自由民主党・税理士制度改正議員連盟により、「税理士法改正に関する項目区分について」(以下「改正項目区分」という)が公表されました。これにより、昭和55年の改正以来20年ぶりとなる税理士法の大改正が、最終局面に向かって動き出しました。日本税理士会連合会(以下日税連といふ)も現在、この「改正項目区分」について大蔵省・国税庁等との話合いの段階とのことです。改めて、当連盟は今回の税理士法改正により、税理士制度が「真に国民のための税理士制度」として国民・納税者から一層の信頼を得られますよう以下の項目を要望いたします。

1. 資格取得制度は税理士制度の根幹と考えます

日税連は平成7年6月の「税理士法改正に関する意見(タキ台)」において「試験は、税理士の使命を達成し、納税者の信頼に応えるために必要な資質についての検証を行う制度であり、例外的措置である試験免除制度を幅広く設けることは、その資格の社会的評価を低めることになりこそすれ、決して高めることにはならない。」としております。

当連盟も昨年9月16日に日税連に対して『規制改革に関する論点公開』に対する意見書】を提出し、資格取得制度の問題点に関して下記の主張をいたしました。

- 税理士となる資質の検証は試験によることを原則とすべきであり、必要以上に広範囲な試験免除規定は、試験受験者との均衡、公平性・透明性の確保の観点から縮小されるべきである。
特に、試験において必修とされている科目まで免除する次のような規定は、行政事務経験の内容と免除される科目との関係が曖昧であり、不合理である。
 - ① 国税に関する事務経験23年・地方税に関する事務経験28年の者は指定研修を終了することにより全科目が免除となる点(必修科目である簿記論・財務諸表論も免除されている)
 - ② 国税事務経験者の内、所得税又は法人税科目全部を免除している点(必修科目である所得税法・法人税法も免除される)
 - ③ 地方税の事務経験をもつて国税科目全部を免除している点(必修科目である研究していない者に対する課題をもつて国税科目全部を免除している)
- 上記①の者には、指定研修を終了することにより事実上無試験によって税理士資格が付与されることになるが、法改正が行われるまでの間には、少なくとも指定研修の内容及び修了試験の内容・合否判定基準等を公開すべきである。

- 学位による免除についても、法律学であれば税法学以外の学位によっても税法科目が免除されるなど、履修した科目と免除される試験科目との関係が曖昧であり不合理な規定となっている。
- 学位による免除は、二種類の学位(例えば、法律学及び商学)を取得した場合、全科目が免除されることなどないが、試験合格者との均衡を著しく欠いているので、このようなダブル適用を認めるべきでない。

また、平成11年12月の行政改革推進本部・規制改革委員会も「規制改革についての第2次見解」において以下のとおり指摘しております。

- 資格制度において、関係行政事務における実務経験を評価することに一定の合理性がないとは言えないが、資格制度に対する信頼性、試験受験者との均衡及び公平性・透明性を確保する観点から、関係各省庁は、以下のとおり、任命基準又は試験が免除される行政実務経験と免除科目との関係を精査し、明文化することを検討すべきである。
- 税理士については、学識経験、学位取得、他資格取得及び行政実務経験による試験免除が認められている結果、税理士に占める税理士試験合格者の割合は、約40パーセントとなっているが、これらの免除要件と免除科目との関係について合理性・公平性に立ち精査し検討する。

これを受けた「規制緩和推進3ヶ年計画(再改定)」では「税理士について、試験免除の要件と免除科目との関係について合理性・公平性の観点に立ち精査し検討する。→12年度検討。→検討結果に基づきできるだけ速やかに所要の措置。→大蔵省。」との指摘を受けました。これに対して大蔵省は、平成12年4月21日「業務独占資格等に係る見直し状況の中間公表について」を発表し「視点⑦については、日本税理士会連合会との税理士制度の在り方にについての意見交換等を踏まえて検討を進めているところである。」との見解を示しておられます。

当連盟は從前より、税理士法第8条の試験科目の免除規定は全廃すべきであると主張しております。しかし「規制改革」による改善の方向性とも通過点として必要であるとの考え方から、当面は「学位による免除者」も「税務官公署勤務経験による免除者」も「会計学科目」と「税法科目」のどちらか一方の科目は受験すべきであると提案しております。当連盟のこの提案は、「試験が免除される行政実務経験と免除科目との関係を精査し、明文化することを検討」し「免除要件と免除科目との関係について合理性・公平性に立ち精査し検討する」ならば必然的に到達しうる結論であると認識しております。この「精査し検討する」ことの成果が今回の税理士法改正に大いに反映されますことを要望いたします。

2. 誰のための「税理士法改正」か

今回の税理士法改正の目的は決して業界のための改正ではなく、あくまで国民のための税理士制度の構築が目的であります。またそれは全国青年税理士連盟の長年の理念でもあります。21世紀を目前にした今日は、日本の再生をかけ国民全体でわが国の再構築をはからうとしている状況です。こうしたなかで従来の「業界エゴ」といわれるような法改正は、国民の信頼を失うだけではなく、税理士制度そのものの存在意義も疑われることになります。國民のための制度改変という視点をしつかりと見据えて今後の審議に取り組んでいただきたいと思います。

以上